

事務連絡

令和6年2月9日

(一社) 全国建設業協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課
木造住宅振興室

令和6年度優良木造建築物等整備推進事業の活用見込みに関する調査へのご協力をお願い

平素より、住宅行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和6年度予算案に「優良木造建築物等整備推進事業」（別紙参照）を盛り込んでおり、予算成立後、これらの補助制度により木造建築物等のプロジェクトに対し支援を行う予定です。

国会における予算成立が前提ですが、成立した場合の公募の時期や回数は、令和5年度中に予定を示すことを検討しており、国土交通省としましては、予算の適正な執行が求められる中で補助金要望額のおおよその見込み等を把握したいと考えています。

つきましては、別添様式を基に、貴団体の会員企業様に対し、令和6年度の「優良木造建築物等整備推進事業」の活用の可能性のあるプロジェクトに関する情報提供をいただけるよう、お取り計らい賜りますようお願いいたします。

注：本アンケートは「優良木造建築物等整備推進事業」へのエントリーではありません。これらの事業についての公募は別途行います。今回の調査において情報提供のなかった事業が審査で不利な評価となったり、補助金を受けられないということにはなりません。

注：令和6年度は、令和5年度に対して主に以下の様な要件等の見直しを検討。（別紙参照）

- 先導枠を創設
- 「事務所」の場合の規模要件を「3階以上」から「4階以上」に見直し
- 非住宅の場合の規模要件を「1,000㎡超」から「3,000㎡超」に見直し
- 要件に「再造林・再利用等に資する取組がなされること」を追加
- 省エネ性能に係る要件を「省エネ基準に適合」から「ZEH・ZEB水準に適合」に見直し
- 市街化調整区域であって、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域^{※1}に立地している住宅は補助額を原則半額
- 土砂災害特別警戒区域に加え、災害危険区域^{※2}における住宅は原則、補助対象外

※1 洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。

※2 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）

令和 6 年度優良木造建築物等整備推進事業の活用見込みに関する調査

- 令和 6 年度において優良木造建築物等整備推進事業の活用を検討されている場合は、下記フォームから回答をお願いします。

※建設事業者の方におかれては元請企業として参加している事業で、上記事業の活用を検討されている場合
アンケート回答フォーム（Microsoft Forms）

<https://forms.office.com/r/fPZDvs6mJ2>

- 企業様によっては複数の団体から本依頼がなされる場合がございますが、回答は 1 プロジェクトあたり 1 回で結構です。

※複数のプロジェクトで活用を検討されている場合は、プロジェクトごとに回答をお願いします。

- ご提供いただいた情報は、適切な予算執行に向けた内部検討用に活用するものであり、外部に公表するものではありません。
- 内容確認等のため国土交通省担当者より連絡させていただく場合があります。

質問項目：1.建物名称・プロジェクト名称、2.建設地、3.階数、4.延床面積、5.建設工事費、
6.建設工事費のうち木造部分の金額、7.着工予定時期、8.活用予定の種類、9.その他ご意見・ご要望 等

回答期限：**2月29日(木)18時**

問合せ先：国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 高梨、高橋

E-mail：hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

電話：03-5253-8111（内線 39413、39455）